火
災
7
沙子财
少久
寸阞条例
19
_
(昭和三
和
=
コ
+ +
L
4
埬
京
割
条
杤
// //
生
1
十五号
\pm
号
(
亲
112
누
上文照表
班
表

改正案	現
目次 (現行のとおり)	目次 (略)
第一条から第五十五条の十三まで (現行のとおり)	第一条から第五十五条の十三まで(略)
(防火対象物の工事等計画の届出等)	(防火対象物の工事等計画の届出等)
第五十六条 一時的な使用のために行う場合を除き、次の各号に掲	第五十六条 一時的な使用のために行う場合を除き、次の各号に掲
げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の七日前ま	げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の七日前ま
でに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なけ	でに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なけ
ればならない。ただし、建築基準法第六条第一項及び第六条の二	ればならない。ただし、建築基準法第六条第一項及び第六条の二
第一項の確認を受けた場合並びに同法第十八条第二項及び第四項	第一項の確認を受けた場合並びに同法第十八条第二項の通知をし
の通知をした場合(同法第八十七条第一項において準用する場合	た場合(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)
を含む。)は、この限りでない。	は、この限りでない。
一から四まで(現行のとおり)	一から四まで(略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
第五十六条の二から第六十八条まで (現行のとおり)	第五十六条の二から第六十八条まで (略)
別表第一から別表第七まで(現行のとおり)	別表第一から別表第七まで(略)